○内閣府令・経済産業省令第三号

科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十九号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定経営革新等支援機関） **第二条**　［略］ ２・３　［略］ ４　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十五条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。	（認定経営革新等支援機関） **第二条**　［略］ ２・３　［略］ ４　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十六条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

復興庁令

○復興庁令第一号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　内閣総理大臣　菅　義偉

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（地域協議会を組織した旨の公表） **第七条**　法第十三条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　復興推進協議会（法第十三条第一項に規定する復興推進協議会をいう。次号及び第二十四条第一項第三号において「地域協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称 二　（略） ２　（略） （報告書の提出時期及び手続） **第九条**　（略） ２　認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復	（地域協議会を組織した旨の公表） **第七条**　法第十三条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　復興推進協議会（法第十三条第一項に規定する復興推進協議会をいう。次号、第二十三条第一号及び第三十一条第一項第三号において「地域協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称 二　（略） ２　（略） （報告書の提出時期及び手続） **第九条**　（略） ２　認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る